

平成 23 年 6 月 29 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二

池田市長 倉田 薫

要望書に対する回答について

平素は本市の市政運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、大変遅くなりましたが、お寄せいただきましたご要望につきまして、担当課からの回答をご報告させていただきます。

件名 社会保障に関する要望書

1. 行政のあり方について

(ア) 東日本大震災被災自治体への支援内容及び実績を明らかにするとともに被災自治体を支援するために通年で職員派遣を行うこと。さらに、避難者受入れ数と、生活保護申請・受給、介護保険申請・受給などの実態を明らかにすること。

東日本大震災被災自治体への支援につきましては、岩手県、福島県、宮城県及び仙台市に寄付金を送っているところです。その他、救援物資は、被災地からの要望に基づき大阪府を通じて、食料やタオルなどを送っております。

また、人的支援は、消防職員や上下水道職員などを要望に基づき派遣しているところで、引き続き要望に基づき派遣してまいる考えです。

被災者受入れにつきましては、総計 21 世帯を受入れ、6 月 3 日現在 18 世帯が居住されております。生活支援金として、1 世帯 5 万円を支援しております。

回答：池田市災害支援本部事務局

(派遣人員実績)

地震発生以降、21 名の職員を派遣している（内訳：消防職員 9 名は岩手県大槌町へ生存確認作業、技能職員 2 名は岩手県大槌町及び陸前高田市へ支援物資の仕分け及び配送業務、上下水道部職員 10 名は宮城県栗原市へマンホールチェック作業及び岩手県大船渡市・陸前高田市へ給水車による応急給水作業）。今後も被災地からの要望に基づき派遣を行って参りたいと考えます。

回答：市長公室人事課

避難者に対して、全自治体での要介護・要支援認定やサービス利用の有無を確認し、本市でも必要なサービスが受けられるように地域包括支援センターやケアマネジャー事業所、サービス事業所と連携し対応しているところ。現在までに南相馬市より被災者（要介護認定者）1名あり。

H23.4.6～H23.5.4 まで市内ケアマネが担当し、デイサービス週1回利用し、利用料1割負担については10割給付対応。

現在は、ご家族の仕事の関係で南相馬市へ戻られた。

回答：保健福祉部高齢介護課

平成23年6月1日現在、避難者からの相談、保護申請はありません。

回答：保健福祉部保健福祉総務課

(イ) 住民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規（非常勤・嘱託・アルバイト・パート等）でなく正規職員の増員を行うこと。また、住民の立場からは正規・非正規は全く関係ないので、非正規職員にも正規職員と同じく研修を行い、住民に不利益を与えないこと。

本市は依然として類似団体と比較しても職員数は多く、財政状況も以前厳しいことから職員数の削減を進めているところでございます。今後も行財政改革の進捗を見ながら適正な人員数と配置を考えて参ります。

また、研修につきましては、現在においても、人権講演会、交通安全講習会などでは受講対象としております。

その他、業務に必要な知識修得研修につきましては、受講対象とすることについて検討して参ります。

回答：市長公室人事課

(ウ) 大阪府からの権限移譲については、体制が整っていないもとの受託はせず拒否すること。

大阪府からの権限移譲につきましては「大阪版地方分権推進制度」に則り、市町村の自主的な判断と選択に基づいて進められていますが、本市としてはその趣旨に賛同するとともに、国の進める地方分権改革の一貫と認識しながら、積極的に移譲を受けているところです。

今後も大阪府ならびに本市担当課と調整しながら、地方分権時代にふさわしい自治体をめざすべく検討を進めてまいります。

回答：総合政策部政策推進課

2. 国民健康保険・後期高齢者医療・健診について

① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、協会けんぽ保険料なみの払える保険料にすること。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など困難な世帯に対する条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報誌に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。(減免制度の関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の現物を当日お渡しください。)

国民健康保険特別会計においては、保険給付費等の支出見込み額から、国・府の支出金や一般会計からの繰入金等を差し引いた残額を保険料として徴収することとされています。

一般会計においても大変厳しい状況の中、本市独自の低所得者や障害者等に対する軽減・減免措置を行い一般会計からの繰入を行っています。また、それに加え保険料の上昇を抑制するために一定額の繰入も行っております。

医療費の一部負担金免除については、災害により住宅や家財その他の財産に著しい損害を受けた場合や、業務の休廃止や失業などにより著しく収入が減少した場合の、一時的な救済措置として、当課窓口などで事情をお聞きした上、要綱に基づき適切に実施しております。

回答：子育て・保険部保険年金課

② 資格証明書発行をやめるとともに貧困を作り出す差し押さえをしないこと。短期保険証の長期未交付（留め置き）は厚生労働省通知どおり行わないこと。高校生世代までの子どもに対しては1年間の保険証を確実に届け、万が一届いていなくても医療機関からの照会で確認できれば保健証所持と同様の取り扱いとすること。

資格証明書の交付並びに保険料の滞納処分については、事前に十分な納付相談の機会を設け適切に実施しているところです。また、いわゆる短期被保険者証は、本市においては6ヶ月間の有効期間をもって、原則窓口で交付しています。その中で高校生世代までの子どもについては、簡易書留で郵送し交付をしています。

また、医療機関の緊急措置等が必要な場合は、資格確認ののち、被保険者証の提示がなくても、同様の取扱いとしているところです。

回答：子育て・保険部保険年金課

③ 国民健康保険運営協議会委員を広く市民から公募すること。運営協議会を公開し、傍聴を認める資料を配布すること。また、市民の意見陳述を認めること。

現在、国保の運営協議会委員は計13名で、その内4名が被保険者代表として委員をお願いしております。全体の委員数や構成の中で、被保険者代表の方については、適正な委員数と考えており、これ以上の増員は今のところ考えておりません。

また、市民の方への周知についても、市掲示板により実施日時、案件等を一定期間提示してお知らせしているところです。

回答：子育て・保険部保険年金課

④ 特定健診は以前の住民一般健診内容と同等のものとし費用は無料とすること。特に、がん検診等の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。

本市では、特定健診の基本項目に上乘せし、追加健診として、貧血検査、白血球、ALP、クレアチニン、尿素窒素、尿潜血などの追加健診を市独自で実施し、従来の住民健診と同等の内容の健診を行っている。また費用についても無料です。

がん検診と健康診査の同時実施については、がん検診受託医療機関では健康診査とがん検診は同時実施可能です。また、休日急病診療所では総合がん検診として、健康診査と同時に胃がん、肺がん、大腸がんをセットで実施しています。

がん検診の費用は診療報酬の2割程度の一部自己負担金を徴収しているが、生活保護世帯、市民税非課税世帯等の方は、一部自己負担金の免除を行っています。

回答：保健福祉部健康増進課

⑤ 後期高齢者医療保険制度の保険料については独自減免などを検討するとともに短期保険証・資格証明書の発行をしないこと。

政府は後期高齢者医療制度の廃止を唱えておりますので、本市としましては、新制度移行までは市町村や被保険者に新たな負担を求めるのではなく、国の確な財政措置を講じる必要があると考えております。

また、後期高齢者医療制度の保険者は、大阪府後期高齢者医療広域連合であり、保険料賦課は同広域連合が行うため、市独自の減免はできないと考えております。

短期被保険者証につきましては、給付と負担及び被保険者間の公平性の観点

から、年に2度の交付を行っております。

資格証明書につきましては、高齢者が必要な医療を受ける機会を損なう可能性があることから、原則として交付しておりません。

また、今後の福祉医療のより良い発展のためにも鋭意努力してまいりますので、ご理解の程、宜しくお願いいたします。

回答：子育て・保険部保険医療課

⑥ 大阪府広域化支援方針の内容は全国にない収納率に4つの目標やハードルを掲げる非常に厳しいものである。さらに大阪の場合、広域化しても財政の困難さは全く解決せず、スケールメリットどころか保険料値上げや減免の廃止、健診の後退しかまねかないことを理解し、広域化に安易な期待をせず、国庫負担増など国に強く要望すること。

都道府県が「広域化等支援方針」を策定できる規定を盛り込んだ国民健康保険法の一部改正が、平成22年通常国会で可決、成立しております。その中で大阪府国民健康保険広域化等支援方針については、収納率の目標設定を全国の平均収納率としており、その目標を今後どのように取扱うかについては、まだ決定しておりません。

国保の財政基盤は脆弱なものであり、さらに高齢化の進展などにより環境が厳しくなっております。国保の安定的かつ持続的な運営が可能となるよう、医療制度の見直しや国保の広域化など、今後の動向を注視しつつ、国庫負担割合を引き上げるなど国の責任を明確に示すよう求めてまいります。

回答：子育て・保険部保険年金課

3. 介護保険・高齢者施策について

① 介護保険料を引き下げること。給付見込み額に不足が生じる場合は、一般会計から繰り入れ、高齢者の保険料負担が増えないようにすること。低所得者の介護保険料を軽減するために、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する多段階化をはかること。介護保険料の減免制度を大幅に拡充すること。

本市の場合は、国の考え方にに基づき、介護特会に対応することとし、一般会計からの繰り入れによる補填は行わない。

介護保険料につきましては、急激な上昇をさける対応、合計所得金額のあり方及び所得税の確定申告時における配偶者の介護保険料控除の取扱いについて市長会を通じて国へ要望して参ります。

減免制度につきましては、現行の減免要綱で柔軟に対応しております。

回答：保険福祉部高齢介護課

② 国に対し介護保険料の年金天引き（特別徴収）の強制をやめ納付方法については選択制とすることや国庫負担金を大幅に引き下げるよう求めること。

介護保険料の納付方法につきましては、介護保険法第 135 条に基づいて実施しております。

国庫負担の引き上げについては、引き続き市長会を通じて国へ要望して参ります。

回答：保健福祉部高齢介護課

③ 介護給付費準備基金残高については、全額被保険者に還元すること。

基金残高については、第 5 期計画の中で取り崩し、保険料軽減の原資として使う予定

回答：保健福祉部高齢介護課

④ 入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

待機者問題については、豊能圏域、大阪府と調整を図りながら給付費とのバランスも考慮し、慎重に検討する必要があると考えており、毎年実施している待機者数の調査内容を参考に第 5 期介護保険事業計画に位置づけていく予定です。

回答：保健福祉部高齢介護課

⑤ 国の法改正案にあたる「保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化」は、要支援者の保険給付を削減することにつながるものであり、法制化しないよう国に要望すること。また、制度化された場合でも実施しないこと。

平成 24 年 4 月 1 日施行に向け第 5 期介護保険事業計画に位置づけていく予定です。

回答：保健福祉部高齢介護課

⑥ 介護サービス利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。施設利用者の食費・部屋代の低所得者軽減（補足給付）を改悪しないよう国に求めること。介護保険施設・居住系サービスの居住費について軽減措置を講ずること。

国の介護保険制度の改定・見直しについては注視しながら利用者の負担増とならないよう市長会等を通じて国・府へ要望していきます。

回答：保健福祉部高齢介護課

⑦ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること

ローカルルールはおこなっておりません。

回答：保健福祉部高齢介護課

⑧ 「大阪版権限移譲」に基づく事業者指定・指導監督権限の市町村丸投げに追随せず、大阪府に中止を求めること。

「大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」に基づき、平成23年10月1日からの円滑な移行に向けて事務を進めています。

回答：保健福祉部高齢介護課

⑨ 「地域包括ケア」を実現するために、自治体として責任を果たすこと。そのためにすべての日常生活圏域で悉皆調査の実施によるニーズの把握を行うこと。第5期介護保険事業計画策定あたっては、日常生活圏ごとに住民・高齢者・利用者家族・事業者等の参加する「日常生活圏域部会」を設置し、住民参画を徹底すること

市民ニーズの動向把握については、すでにアンケート調査を実施し、内容の取りまとめ中。

池田市第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会への委員として市民2名が応募、今後の策定委員会で第5期介護保険事業計画策定にむけた取組みをおこなう予定。

回答：保健福祉部高齢介護課

⑩ 状態が悪化しているにもかかわらず「軽度」に認定されるなど、利用者の実態とかけ離れた要介護認定を改善するため、実態調査を行い改善措置を講ずること。

状態像をできるだけ認定審査会の資料に反映できるように、認定調査員に対し、特記事項欄に簡潔で分かりやすい記載を徹底するように指導している。

また、主治医の意見書記載については、医師会を通じて指導を徹底してもらう他、市でも審査会委員の研修会を開催しているところ。

実態調査については第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のため、調査票（日常生活圏域調査）にて介護保険制度に対する意見を収集しているところであるが、今後も別の検証方法を考える等、取組んでいく所存。

また、今後も判定方法についての是正等も含めて介護保険制度の見直しを国に要望していく所存。

回答：保健福祉部健康増進課

4. 生活保護について

① 生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。

平成23年6月現在693世帯に対し、正規職員5人、非常勤職員2人の7人体制で、ワーカー1人当たり平均99世帯に対応しております。

経験年数としては、8年1人、3年2人、3年未満が4人となっております。ワーカー1人当たり、標準数の80世帯になるよう増員を要求していきます。

回答：保健福祉部保健福祉総務課

② 申請権を保障するために各自治体で作成している「生活保護のしおり」について、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているもの全てと「申請用紙」を配布ください。）さらに申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。

窓口用に「生活保護制度について」の小冊子。また、保護の相談、申請時の説明用に「生活保護のてびき」、保護の開始された方用の「生活保護のしおり」を作成しております。

窓口、相談時においてそれぞれを活用し、わかりやすく説明に努めているところ です。

回答：保健福祉部保健福祉総務課

③ 通院のための移送費の認定について、平成22年3月12日付厚生労働省通知に基づき受給者に対して周知徹底を行うこと。

必要な医療が受けれるよう通院移送費の審査、決定を行っているところ です。

今後も通院が阻害されないよう努めてまいります。

回答：保健福祉部保健福祉総務課

④ 休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。

休日、夜間の急病時の「医療券」は、医療機関の協力の下、後日発行で対応できております。

また、子どものキャンプ、修学旅行時は、「受給証明書」で対応しております。

回答：保健福祉部保健福祉総務課

⑤ 自動車保有がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

自動車が無いと生活できない地域は池田市内はありません。

仕事で使う自動車に関しては、短期間で自立可能な場合認めています。

回答：保健福祉部保健福祉総務課

⑥ 実能無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の間を確保すること。

就労指導は、就労指導専門員のもと、実態に即しおこなっております。

また、ハローワークと連携を密にし、仕事の確保をおこなっております。

回答：保健福祉部保健福祉総務課

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

① 国でも最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

現在、乳幼児医療費助成制度として、大阪府の制度では通院の際には3歳未満、入院の際には6歳未満との年齢制限があります。上記の内容に付け加え、池田市は独自制度として医療費助成制度を設けております。

年齢制限に関しましては、少子化問題にも考慮をし

○第1・2子の児童は就学前まで

○第3子の児童は小学校3年生まで

○第4子以降の児童は小学校6年生まで

(上記すべてに児童扶養手当の特例給付基準の所得制限あり)

というような形で、通院及び入院に対する助成について年齢制限の拡充に努めてきた次第です。

また、本市としては、より子育てしやすい制度となるよう平成23年7月から所得制限を撤廃することとなりました。

また、今後の福祉医療のより良い発展のためにも鋭意努力してまいりますので、ご理解の程、宜しくお願いいたします。

回答：子育て・保険部保険医療課

② 全国最低レベルの妊婦健診を全国平均（14回、85000円）なみの補助とすること。

本市は、1回無料の妊婦健診を平成20年度より3回公費負担額16,600円、平成21年度は14回、35,000円、平成22年度は14回42,000円、平成23年度は47,000円に増額してきました。今後においても、財政状況を鑑み検討してまいります。

回答：保健福祉部健康増進課

③ 就学援助については適用条件については収入・所得ではなく課税所得で見ること

○認定基準について

本市における就学援助認定基準は、生活保護費等の基準額による認定ではなく、文部省基準（昭和39年）を基に判断しています。

具体的には、以下のとおりです。

1. 申請年度又は申請年度の前年度において次のいずれかの措置を受けた者。
・生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の停止又は廃止

- ・ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項の規定による市町村民税の非課税
 - ・ 地方税法第 323 条の規定による市町村民税の減免
 - ・ 地方税法第 72 条の 62 の規定による個人の事業税の減免
 - ・ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条、第 90 条、第 90 条の 2 又は第 90 条の 3 の規定による国民年金の掛金の免除
 - ・ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予
 - ・ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条の規定による児童扶養手当の支給（全額支給のみ）
2. 申請年度に次のいずれかに該当し、世帯の経済状態が著しく悪化していると認められる者。
- ・ 保護者（主たる生計維持者に限る）の死亡があった場合
 - ・ 保護者（主たる生計維持者に限る）の疾病があった場合
 - ・ 保護者（主たる生計維持者に限る）の離婚があった場合
 - ・ 保護者（主たる生計維持者に限る）の廃業・失業等があった場合
 - ・ 申請年度中に居住する家屋が被災したことにより、当該家屋に係る固定資産税の減免を受けた場合
 - ・ 学校長が学校における日常観察、家庭訪問等により、特に援助が必要と認めた場合

○申請手続きについて

就学援助の申請は、援助が必要な児童・生徒に迅速に対応でき、援助の即効性や事情把握の面でより細やかな対応が可能なことから、本市では、学校長を経て申請する間接申請方式を採用しています。

○第 1 回支給月について

本市では、4 月初旬までにいただいた申請について、学用品費、新入学学用品費（年 1 回一括支給）は 4 月末に支給しています。

回答：教育委員会管理部学務課

④ 全国最悪の中学校給食実施状況を踏まえ、自校方式の完全給食を実施すること。

学校給食は、学校生活の一部を占め、給食を通じて子どもたちの社会の確立に寄与すること、また、栄養バランスのいい食物を摂取することや地産地消の取組みなど食育指導にも重要な位置づけとなっております。

現在、本市では、中学校給食の具体的計画をすすめており、本市の特色ある給食を生徒、教員、保護者、地域住民等と共に考え、共に作り出すことを目的といたしまして、中学校給食を実施するために、特に校舎の耐震化を

終えた2中学校において、「私たちの給食は私たちが考える」という考え方を基に、池田の特色ある学校給食の運営方法を生徒、保護者、地域住民等それぞれの立場から相互に意見交換を行い、その運営方式を含めて、より効果的な学校給食のあり方を検討する「スクールランチプロジェクト」を立ち上げ、学校給食のあり方を検討し、その後ハード面の整備を行いまして、早期の実施を図ってまいります。

なお、残る3中学校におきましては、耐震化と併せて、小中一貫校の構想の中で計画をすすめてまいります。

回答：教育委員会管理部学務課

⑤ 子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・新型インフルエンザワクチンを無料接種すること。

子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン、肺炎球菌ワクチン接種につきましては、平成23年2月より国の補助事業として助成を実施しており、一部自己負担金として診療報酬の1割程度の一部自己負担金を徴収している。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯等の方は、一部自己負担金の免除を行っています。

新型インフルエンザワクチンの接種につきましては、平成22年度は、国の接種事業として行っており、国にあわせて、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方につきましては、接種費用の全額補助を行いました。

23年度は、新型インフルエンザ対策につきましては、国が季節性インフルエンザとして扱う等の通知を出しておりますので、今秋のワクチン接種の扱いは国の動向に沿って行ってまいります。

回答：保健福祉部健康増進課

⑥ こどもに関する諸施策について住民に周知し申請権を保証するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し配布すること。（懇談会当日に配布ください）

【パンフレット】

- ☆「いちご応援団」・・・妊娠期から就学前の子育てに関する情報・問合せ先の一覧表。毎年更新して新しく正確な情報を届ける。4か月健診時に配布。
- ☆「楽しく子育て」・・・市内の子育て支援情報をまとめたもの。4か月健診時に配布。
- ☆「お父さんの子育てハンドブック」・・・父子手帳として平成19年度に作成。
2年ごとに新しい情報をいれ更新。

【その他ちらし】

- ☆「校區別マップ」・・・小学校の校區別に地図と共に子育て支援の場を提示。
- ☆「パパと遊ぼう」・・・パパを対象とする子育ての場を毎月紹介するちらし。
- ☆地域子育て支援拠点事業・・・各々毎月お便りを発行。
- ☆中学校区での情報・・・子育て支援推進会議で作成（年1回）

回答：子育て・保険部子育て支援課

6・障害者施策について

① 障害福祉サービスの支給決定について、市町村におけるガイドラインを開示すること。また、支給決定の一人ひとりの生活実態や障害の状態を充分考慮し、必要なサービスと支給量が決定されるようにすること。

支給決定にあたっては、相談支援事業を軸として、すべての障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行っています。

回答：保健福祉部障害福祉課

② 大阪府の重度障害者医療費助成制度が後退することのないよう府に強く働きかけるとともに、制度が見直されたとしても、市町村において制度の維持・拡充をはかること。

障がい者医療費助成制度を含めた福祉医療助成は、大阪府主導での府・市共同事業で行っています。障がい者医療の対象の方が65歳以上になられた際には、老人医療一部負担金等一部助成制度を受けて頂いています。

本市としましては、今後も障がい者医療費助成制度において、所得制限なし及び食事療養にかかる標準負担額の助成を維持できるよう努力してまいります。

また、今後の福祉医療のより良い発展のためにも鋭意努力してまいりますので、ご理解の程、宜しく願いいたします。

回答：子育て・保険部保健医療課

③ 指定障害福祉サービスに関する認可等検眼移譲を大阪府からうけるにあたっての準備条状況等を明らかにすること。さらに準備が出来ない状況であれば受託は拒否すること。

【回答】本年4月以降、大阪府との調整や実務研修受講等、円滑な権限移譲に向けた取り組みを進めています。

回答：保健福祉部障害福祉課